

一般会計決算審査特別委員会

平成24年9月27日（木）

◎ 開 議 の 宣 告 （午前10時00分）

○委員長（滝谷 昇） それでは、ただいまから一般会計決算審査特別委員会の会議を開きます。
小泉委員から遅刻する旨の連絡がありましたので、出席委員数は15名であります。

それでは、昨日に引き続き、認定第2号 平成23年度伊達市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

第9款消防費、92ページから95ページまでの質疑を願います。

○委員（小久保重孝） それでは、94、95ページ、消防費のほうの防災対策費、自主防災組織の設置助成金でございますが、予算ではたしか30万円計上しておりましたが、ゼロという計上でございます。これについてもう少し中身説明をいただけますでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えいたします。

自主防災組織に係る助成事業につきましては、平成21年度に補助の要綱を定めまして運営してまいりました。23年度末の組織数につきましては42自治会ということで、全体の40.78%の組織というふうになっております。22年度の末の時点では16単位自治会が組織されておりまして、昨年の震災以降足早に組織率が高まってきたという状況になっております。ただ、組織するだけで補助金を支給するのではなくて、何かしら初度備品の整備ですとか、訓練の実施だとか、そういうものにかかった経費について補助をするものでありまして、23年度は組織が進んで、24年度以降に事業をやるというようなことで数カ所の自主防災組織から聞いておりますので、今後実績が出てくるものというふうに考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今の説明ですと、23年は組織率は上がったけれども、実際の自主事業は行われていないから、24年以降は伸びていくのではないかというお話でございます。その内容についてはわかりました。ただ、一方で、私は今舟岡ですが、地域の方々の理解というものがまだ高くないという感じがしております。自主防災組織というパンフレットとか、チラシなどを役員に配布してもなかなか理解がなされないといいますか、そういうところがあるのですが、そういう理解を深めていく活動というものは行っているのでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えいたします。

自主防災組織につきましの制度説明につきましては、毎年の自治会長会議ですとか連合自治会に対しての説明にとどまっております。住民の方一人一人がこの制度について認識されているかどうかといいますと、実際はまだまだかなというふうに思っております。このたびの震災を受けて、津波防災対策についても今現在進めておりまして、津波ハザードマップなんかを今年中に作成して全戸配布したいというふうに考えておりますが、それにあわせて地域に中身の説明なんかに入るようなときに自主防災に対しての考え方やこの組織制度についても説明できればいいなという

ふうと考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今おっしゃっていただいた津波ハザードマップの配布とともに、ちょっと普及啓発といいますか、理解を促進するということで了解をいたしました。ただ、ご承知のとおり各自治会は、自治会長さんへの説明はなされているということなのですが、自治会の役員さんのなり手がいない中で、なかなか新しい仕事といいますか、新しいこういうことに対して取り組みが消極的だなというのが受けとめている印象です。それは、もちろん課長もよく承知されていると思っております。ですから、新たに例えば消防部長を置きましょうとか、自主防災の部長を置きましょうといったときになかなかそこまでいかないというのが実態なので、少しリーダーが必要ではないかなというふうに感じています。そのリーダーというのは、役所の方でも結構なのですが、ある面消防の方、本当に専門の方ですとか、または消防団の方とか、そういう人材を活用して何とか自主防災組織というのが必要なのだということを各自治会に訴えかけていく、その地域に住んでいらっしゃるから、その地域で参加していただければいいのですけれども、身近な地域のことなので、そういう形でその地区の消防にかかわる方々に協力を仰ぐという、その考え方というのはいかがでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

防災担当職員って数は少ないのですけれども、消防の職員は地域にそれぞれおります。それを制度として自治会に組み込んでいくと決めるのは具体的にはちょっと難しいものはあるのですけれども、意識として防災にかかわる者として地域でどのような活躍ができるかというのを考えていただいていただくのは必要なことだというふうには思っております。また、地域のほうからもそういう人材を掘り下げていただいて、活用していただくような仕組みづくりができればいいなというふうに思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） ちょっと苦しい答弁をさせましたが、制度とまではいかないのですが、例えば課長と消防のほうの担当の方とこういうお話をさせていただきながら、もちろん自主防災組織ですから、あくまで自主ということが基本なのですが、こういう議会での議論もあった中で、できるだけ自主防災組織というものを組織させて、さらにはそういう活動をしていくということの中で取り組みの促進に力を尽くしてほしいという願いをするというのがまず第一歩なのではないかなと思っておりますので、余り高いところまで望んでおりませんから、地域の課題なので、そういう中で多分組織されている地域もあるというふうに思っています。ただ、どうしても未加入率の高いところなどはこういうことに対して後ろ向きなところもございますので、ある面引っ張っていただくような人材を掘り起こす必要があるのではないかなと思っておりますので、そういった点で情報を伝えながら、何とかいい形に持っていただきたいと思います。

あと、1点要望なのですが、自主防災組織はこれで終わりますが、消防のところでも、西胆振消防にかわって、資料がもう少しあったらいいなと思っておりました。組合のほうの内訳はいつもわかっておりますが、伊達市で消防ということで項目があったときには、火災の発生率とか救急

の出動数というのがございました。ネットを見ますと、伊達市のページにも統計情報が載っていて、以前よりもかなり詳しく掲載をされています。その一部でもいいと思っています。今も救急が多分多くなって、火災が少ないという状況ですとか、そういったのを決算のときぐらい一部載せたらよろしいのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

救急や消防につきましては、伊達市のほうで主体的に出動とかということの関与はしていないものですから、そこまで思い当たらなかったということが現状です。来年度以降消防のほうからそれらの数値を集めまして、ここに掲載できるようにさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（吉野英雄） 私も小久保委員と同じように、広域連合になりまして西胆振の消防組合が統合されたものですから、消防担当が実際の質疑のところには来ていませんので、なかなか質疑しづらいのですが、防災対策のほうで把握していらっしゃったらお答えいただきたいと思うのですが、住宅用火災警報器の法定の設置期限がたしか来ていると思うのです。これらについて防災のほうで消防のほうから報告を受けて、伊達市内の普及率などについてはどのようになっているか報告が来ておりましたら、お知らせ願いたいと思います。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えいたします。

逐一消防用火災警報器の設置につきましては報告を受けている状況にございません。それで、記憶では現在は15%程度の設置にとどまっているというようなことで一度聞いた記憶がございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） これは消防任せにするのではなくて、役所のほうでもきっちり捉まえておく必要があるのではないかなと思います。自治会のほうを通じて回覧で住宅用火災警報器を購入しようというようなことで来ているのですけれども、実際は15%程度ということで、そのほかに消防の方がいらして、いついつまで年限来ていますから、おたくでは設置されていますかということで私どものところにも来ました。私不精にも設置していなかったものですから、そういう消防の方の指摘を受けて設置をした経過がございます。ですから、消防任せにするのではなくて、自治会を通じてなり、そういう普及について、これはお金もかかることですとか、あれですけれども、自治会の回覧で回ったのを見ますと、かなり割引したものですとかいろいろ出ていますし、ホームックだとかでも安売りのやつが出ております。ですから、火災が起きた際に重大なことになってまいりますので、そういった点も踏まえて、消防と連携して普及について防災のほうでも力を入れていくべきではないかなというふうに思っておりますので、その辺について考えをお聞かせを願って終わりたいと思います。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えいたします。

それらにつきましてこれまで思い当たらず、なるほどということで認識いたします。今後消防のほうと連携しまして、効果的な周知、広報に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員（国本一夫） 私も自主防災組織のことで1点だけお聞きをしたいというか、お願いをした

いというか、私消防議員やっておりますので、消防署の中で話し合われていることは何となく普通の議員よりわかっているのかなと思っているのですが、実は自主防災組織という話を消防署内で聞いたことがないのです。ということは、大もとは消防署でそういう、逃げるとか、例えば有珠山が噴火するとかというときに主的なものとしてならざるを得ない実動部隊なのだろうと考えています。だから、もう少し、二重構造ではなくて本当にリンクした形の方で自主防災組織というものがあるべきのかなと、簡単に言うと実務です。そこら辺のところ、こういう消防組合組織になったということは伊達市と少し離れてしまうという、そういう欠陥があらわれる。そんな意味で私も消防議員になりたくて、消防の議員になったのですが、もう少し綿密にリンクさせていくということが必要なかと、まして消防長であった方が今そちらのほうにおられるので、接点をつなげるためには一番いい時期なので、そこら辺のところを少し改善していただければ、自主防災組織も実務的に本当に役に立つものになるのではないかなと、そう思いますので、そこら辺もちょっとご検討いただけるのかお伺いして終わります。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

確かに今防災といっても消防と、それから有珠山火山災害、それから津波、種類が何となくイメージ的に違うような気がします。自主防災組織というのはどちらかという地震だとか今回の津波だとか、地域の相互扶助な地域で支え合うようなイメージ、これと住宅火災と、今私たちの中でも大きく差別化があるような気がします。それで、今後におきましては今まで以上に、防災全体に対して消防との連絡体制がちょっと弱いかなというふうにもやはり考えておりますので、今委員の指摘ありました項目も今後消防と詰めていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（辻浦義浩） 95ページのハザードマップについてですけれども、今作成中で、間もなくできるのかなと思っていますけれども、若干その内容、例えば地図が載っていて、ここはだめですとかと、そういうような内容がわかれば教えていただきたいのですが。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えいたします。

ハザードマップの作成につきましては平成22年度から取り組んでおりまして、平成22年、23年度で基礎調査を行いまして、現状の地図にデータを載せたというところまで進んでおります。24年度にその地図データと実際の避難経路や避難所、それから浸水域などをわかりやすく明示した中で、各地域ごとのページ立てにして、自分のところはどの程度危険で、安心なのか、そういうようなものがわかるようにということで、まだ絵面が出てきておりませんので、何とも言えないのですけれども、一般の方が見ても自分のところがよくわかるというようなものにしたいということで、今進めているところでございます。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 限られた紙の中に入れ込むというのは限られてくると思うのですが、心得みたいな、例えば避難所の心得とか、そういうものってすごく必要だと思うのです。これは、子供からの教育にもかかわると思うのですが、避難所、例えば小さい子供を優先しましょうとか、病人を優先しましょうとか、そういう心得を皆さんわかってもらって避難した場合に余りト

ラブルにもならないと思いますし、その辺のところを例えば避難所でも掲げるとか、そういうことも検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第9款消防費についての質疑を終わります。

次に、第10款教育費、94ページから107ページまでの質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 教育費、何点かやらせていただきます。

まず、94、95の事務局費に入っていますが、不登校児童生徒サポートハウスの運営経費でございます。説明資料のほうでは64、65ページになります。週3回開設、そしてボランティア数は17名で、利用児童生徒数は12名ということで、前年がたしか20名ということでございましたが、利用される児童の状況というのですか、不登校の理由というのはどういう傾向にあるのでしょうか。

○学校教育課長（松下清昭） お答えいたします。

不登校児童生徒の状態像ということですが、それぞれございまして、学校の中で友人とうまくいかないですとか、あと家庭の環境の問題もございまして、どうしても学校に行かないような状態の家庭もございまして。大きくそのような2つの中で分かれていると考えております。

○委員（小久保重孝） 今対人、友人との関係のこと、あと家庭のことというお話でした。そうしますと、いじめ問題とこの対象者というのの関係はどのようになりますか。

○学校教育課長（松下清昭） このフェニックスに通っているお子さんにつきましては、いじめという問題に端を発しまして不登校という状況になっているケースが多いとは聞いておりません。

○委員（小久保重孝） 昨今いじめの問題が非常に社会問題でございまして、担当のほうでも対応に苦慮されているところもあるかと思えます。ただ、一方で、私も自分自身で経験するところでは、どうしても学校の中で少なからずいじめの現象といたしまして、実態というのは表面化しなくてもあると思っております。それをどう対応するのかというところがポイントだと思っております。今ご答弁ですと、いじめだから利用するという事になったということではないというお話ですが、状況的にはいじめに等しいと考えていいものもあるのではないかとこのふうにもちょっと推測するわけです。そういう事象、要するにフェニックスに通うようになってから、では通うようになった子のもといた学校に対してどんな対応、対策、またその状況を改善をするようなことをどう働きかけていたのか、その辺について何か言及できるものがあれば教えていただきたいと思えます。

○学校教育課長（松下清昭） フェニックスそのものは、基本的に学校に行く一つの手段としてこの場で勉強したり遊んだりして、集団生活に最終的に戻すということが大きな狙いで行っているものでございます。現実的に学校のほうに数回お戻りになるお子さんもいらっしゃいます。ただ、やはり学校の集団生活になじめず、また学校のほうに通わなくなるというケースが大半でございます。ただ、この辺につきましては、フェニックスもそうですし、不登校のアドバイザーがいますので、不登校アドバイザーのほうで学校とフェニックスに通っている児童生徒の情報を常に学校のほうにも提供いたしまして、極力学校のほうでその子の状態像を把握した中で、学校に戻ったときに

は対応できるような形で情報は提供しているのですけれども、いじめという問題よりも団体の生活になじめないという部分がかなり大きなところなのかなと私は考えております。

○委員（小久保重孝） 今ご答弁いただくところでは、いじめの問題というよりも大きな意味で集団生活になじめないということの子が多いと、それも確かに社会現象の一つかと思っております。そうしますと、大きなくくりで考えて、このサポートハウスのお話でございますから、この枠を出れないのですが、いじめという状況はこの年特に相談というのとはなかったというふうに考えていいのでしょうか、それともそれはあったけれども、このサポートハウスとは関係のないところで対応してきているというふうに報告をされるのか、その辺についてはいかがですか。

○学校教育課長（松下清昭） サポートハウスで直接いじめという問題はないかと思えます。学校訪問アドバイザーの部分でそういうような情報を得ることもございますでしょうけれども、ただ今回いじめという部分については電話による相談というのが数件あったということだけで、あとは国とか道でやっているいじめ実態調査の中で数字が出てきているという状況でございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。サポートハウスの関係についてはそういうことで押さえていただいて、いじめの関係は数件電話があったということでございます。それについては、ほかの項目になるのですけれども、実際に小学校、中学校というところでは具体的にはこの年どんな状況だったのでしょうか。

○学校教育課長（松下清昭） 緊急のいじめの実態調査の数字でお答えいたします。小学校でいじめられたことがあるという部分で、これは全体ですけれども、197件、仲間外れや無視という部分が82件、あとたたかれたり蹴られたりというのが80件、あとは持ち物を隠されたりしたのが51件、あと中学生でいきますといじめられたのが全体で14件です。それと、仲間外れにされたというのが4件、たたかれたりしたのが4件で、それと持ち物を隠されたという報告というのが3件、これはあくまでも子供さんのアンケートによるものだけの数字でございます。

○委員（小久保重孝） 小学校の部分は、結構多いのだなというふうに感じました。問題は、それに対するアンケートの結果だということなのですが、学校側はそれをどう受けとめて、どう対処したかなのですが、この辺についてはどう聞いておられますか。

○学校教育課長（松下清昭） この調査で子供たちから出ましたアンケートの件数を学校現場でもって再度検証しております。それもなかなか学校現場のどういう基準でいじめとして認定するのかという難しさも確かにございますけれども、その後学校のほうで調査して、これはいじめになる、ならないという部分を学校内で調査しております。結果的に最終的に道教委、文科に報告した部分につきますと、平成24年度ですか、につきましては小学校で1件が未解決のまま、まだ残っているという報告をしております。ただ、それは現状もう解決されたという報告を学校から教育委員会のほうに情報はいただいております。

○委員（小久保重孝） 今のお話ですと、一応学校側のほうで対応されたということで、解決は図られたということで、1件についても現状は解決されたということで押さえていただきますが、ただ基本的にこれやっぱり根深い問題でございまして、どんなにいい子ばかりでも、これは集団の中では当然そういう事態が起こり得るのです。ですから、それは否定されるものではなくて、要す

るに表面化しないことが非常に多いというふうには思っておりますので、引き続き他市の事例のようなことにならないように、ぜひ教育委員会のほうで管理を、監督というのですかね、ぜひしていただきたいというふうには思っております。これについては、いじめ問題への対応、教育長からその対応、考えをお聞きして終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（菅原健一） いじめの関係については、最近特にマスコミで随分と、つい最近も札幌でいじめが原因ではないかというような悲しい事件もありました。それで、私のほうとしましては、校長会などを通じて各校長には、いじめの前兆を教師全員がよく見て、そういうサインを見逃すなということをもまず言っております。それから、そういったサインが出ましたら、それは担任任せにしないで学校全体として校長を中心として早期に取り組んで、早く芽を摘むといえますか、それとあとは保護者との連携もしっかりして、こういったことがないように必ず。なくなるということは多分ないと思います。これは昔からあることで、ただそれが余り被害が大きくなる前に対応するというので対処していきたいというふうには考えております。

○委員（小久保重孝） ぜひしっかり取り組んでいただきたいなと思っております。特に今校長先生のお話もありました。先日もありましたが、大量退職ということもございますから、しっかりとしたリーダーのもとで温かい学校運営というものをぜひお願いをしたいと思っております。

次は、104ページ、105ページの図書館費であります。図書館費というよりも、22年、23年と図書館運営協力会会議が開かれておまして、これはよりよい図書館の運営というものを市民の皆様に協議をいただいているということで、この23年も何度も会議が開かれておりました。この内容について、簡単にどんな内容であったかご説明をいただきたいと思っております。

○図書館長（阿部正義） お答えいたします。

図書館運営協力会につきましてはそれぞれ開催されてございまして、23年度につきましては今年度については教育長のほうにそれぞれ懇談内容を報告しようという形までいきまして、24年度の事業として子どもの読書計画について勉強をしていこうという議論になってございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 簡単にというふうに申し上げたので、その程度になってしまいましたが、例えば22年度には提言の中で開館時間の延長というのがあったり、また閲覧席のスペースの増とか、あと23年については図書館と学校図書室の連携とか電子書籍の対応ということで、かなりいろいろと突っ込んだお話の中で提言がまとめられているというふうに聞いております。それで、22年の提言に基づいて23年がどうであったのかということと今申し上げた23年の議論、参加されている方は提言がただの提言になってしまっているのではないかというようなお話もお聞きをしております。要するに、提言をしても全然具体化されないのではないかというような、そういう愚痴のような声も聞こえてくるわけですが、そういう対応ではどうかなというふうには思っておりまして、今これを取り上げさせていただいておるのですが、簡単でないことはよく承知をしているのですが、その取り組み、どのように考えているのか、具体的な要望に対してどう考えを内部的にお話をされてきているのか、もう少しお聞かせいただけますか。

○図書館長（阿部正義） 閲覧室の拡大等につきましては、それぞれ今決められた部屋しかござい

ませんので、職員用の休憩室、そこを授乳室とか、そういったことで親子連れ等に開放をさせていただきます。また、開館時間の延長につきましては、いろいろ内部で検討しておりますが、どうしても時間繰りがつかないと、今職員6人しかいませんので、その中で嘱託職員、司書全員が嘱託職員なのですが、勤務時間をほかの嘱託職員よりも延長してございまして、3週間に1回休みをしないとほかの嘱託職員と同じような勤務時間にならないということで、これをさらに延長しますとそれが2週間に1回とか、あるいは1週間に1回とか。4人でそれぞれ回していかなければなりませんので、今現在も4人がそろるのが月一、二回しかない、その1回も最終の木曜日、これは館内の整理日ということで、業務打ち合わせと、それとその後館内の図書の整理です。来館者が本を読んで、また別なところに返したりするものですから、もとにあったところに戻すというような作業をさせていただきますので、そういったような調整がなかなかうまくいかないということもありまして、開館の延長につきましてはなかなかうまくいっていない状況です。ただ、5月5日と11月3日はどのような状況であっても、祝日なのですが、これは開館していこうと、その分を例えば別な日に休館日を設けるとか、そういうことはなくして、それは振りかえで何とか今対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 今詳しく説明をいただきました。ただ、お聞きをしていると厳しい状況を改めて聞かされるということで、次の言葉が出てこないのですが、要するに私お聞きをしたいのは、市民の方にこうした運営協力会議というものに協力をしていただいているのですよね、もちろんできることとできないことがあるということは当然なのですが、今おっしゃっていただいたような実際お金のかかることですから、もちろん経営的な判断で図書館長がこれは難しいなと言えば、もうそれっきりだと思ふのです。そこから逆に私が望みたいのは、それをいかに教育部長や教育長を説得をして、さらに住民の利便性を高めるかということの中で内部的に議論があったのかなのか、あった上で今おっしゃったようなどうしてもそれでも難しいのだというような結論になったのか、そのプロセスが見えないのです。要するに、会議に出た方も、提言をした、提言をした結果はいつ反映されるのだろうかということを楽しみにしているけれども、毎年毎年提言を出しているけれども、さっきの24年はこんなことやりますということはどうもそごといいですか、ちょっと乖離があるような感じがしているのです。ですから、ある面そういった情報を今言ったプロセスも含めてきちんと伝える必要性もあるのではないかと思うし、もしかしたらそのプロセスはないのかなというふうにも思ったりするのですが、その辺については教育部長は承知はされていますか。

○教育部長（仁木行彦） 提言についてはいただいております。先ほどの開館時間の延長ですとか、また休館日の取り扱い、これらについても提言を受ける前から必要性があるのではないかという話もありました。ただ、一方余り必要ないという意見もあるものですから、そここのところの裏づけをしまいたいというふうに思っております。現場といたしましては、今のぎりぎりの体制でまた仕事かふやされるのかということが切実な問題だと思いますので、これらについては必要性を検討して、そういうふうになったときにはそれなりの体制づくりが必要だというふうに思っております。

○委員（小久保重孝） わかりました。これについてはまた一般質問でも取り上げるチャンスをつ

くりながら、求めていきたいと思いますが、以前から図書館をもっとよりよい居心地のいい場所にしようではないかという提案は私だけではなくて何人も議員が提案をされております。ですから、そういう意味で市長部局とも話し合いはなされているのだらうと思っております。全体の予算から考えてもなかなか簡単ではないことは承知はしておりますが、運営のやり方ですとか今言った開館時間の問題は人にもかかわるのですが、どこか提言されたものを少しでもできないかなというふうに感じたものですから、ちょっと取り上げさせていただきました。ぜひ前向きによりよいものをつくっていただきたいと思いますなど、そのように思っております。

それから、あと最後、私からは106ページと107ページの体育施設費でございます。決算資料では72、73ページとなりますが、取り上げたいポイントは74、75のパークゴルフ場の利用状況の関係ですが、関内のパークゴルフ場でございます。決算資料によりますと開放日が213日で延べ利用人数は2万5,530人と、これは4月から11月ということになっております。毎年大体同じぐらいの数字で推移しております、その下には歳出と歳入も書かれています。まず、歳出の326万7,000円の内訳というのは、簡単で結構ですから、ちょっとお話をいただけますか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答え申し上げます。

関内パークゴルフ場の料金は100円になっておりまして、お一人利用に当たっては100円という形にはなりません。利用者2万5,530人に対して、歳入が255万3,000円というような結果となっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 歳出の内訳、失礼いたしました。申しわけございません。

歳出の内訳は、指定管理で行っておりまして、こちらに当たっては人件費としては197万2,000円の内容、それから事務費関係はどうしても共通になりますので、案分的にはなりますけれども、それに対して管理費として326万6,000円というような内容になっております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） たしか機械で発券をしているのですが、その機械の費用というのはどのぐらいになるのですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 申しわけございません。細部の部分の機械の経費、そういったところまでちょっと押さえ切れておりませんでした。申しわけございません。

○委員（小久保重孝） わかりました。ただ、先ほどの人件費という部分は、何時から何時の管理というところで人件費、人がいるのかというのは承知されてますか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 人は、水まき等で、週1回休園日設けておりまして、それらの際に人が1人もしくは2人で作業されております。夕方の時間等でも現場のほうに、これが毎日かどうかはわからないのですけれども、行っているという状況だと思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 毎日ではないということと、今おっしゃったような芝の管理とか、そういったところということで承知をしております。それで、ちょっと問題がありまして、何人かの方から、100円の入場料を払わない方がいると、これは毎日通っている方がいるので、複数の方か

らそういう話を聞くので、そういう方がいるのだなと。私は実際に現地行ってみましたけれども、ちょっとそういう場面は見ませんでした。そういう公平でない、不公平だという声を実は聞きました。それで、そうすると、それを厳密に考えると朝から人がチケットを販売して管理するような状況になりかねないわけで、そういうことを求めるものではないのですが、今申し上げたようなチケットを買わなくてもやるという状況について担当として承知をされているのかどうか、いかがですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答え申し上げます。

今委員のほうからお話ありました券売機で入場料を払わないで利用している方がいるというお話をされましたけれども、私のほうでそのような方がいらっしゃるといふ部分の情報はちょっと把握しておりませんでした。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） そういうことがあるのだということで、これはまさに一部だとは思っております。ただ、毎日使う方にとっては余りいいことではなくて、そのことに対する管理というものは市としてはどう考えているのかということまで言われるのです。今芝の管理で人が来るというところでは当然いいのですが、この管理体制というものを一旦見直す必要があるのではないかというふうにもちょっと思いました。さっきも申し上げたように、ずっと人がいるようなことを考えると今以上に歳出はふえますので、それは全然求めるところではないのですが、でも一方で、そうしたらもう100円取るのをやめてはどうかという議論もあるのではないかと考えています。これは、有珠のパークゴルフ場もありますから、簡単にそんなことは言えないのですけれども、ただ100円を取るために何か先ほどの自販機を設置をして、それに対する費用をかけて、でもそれでも不正があるということであるとすれば、何をやっているのかわからないような状況でありまして、そういったところの整理をされてはどうかというふうに思っております。ですから、これ問題提起として上げておきますので、今すぐ解決ということにはならないかもしれませんが、その点について最後教育部長からでもご答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（仁木行彦） 委員ご指摘のとおり、中には料金を入場券を買わないでプレーしているという方は、ごくわずかなのです。延べにして2万5,000人いる中でごくわずか。いつもあそこは常連さんが多いものですから、ある程度名前も特定されているような状況なのですが、指定管理者のほうでは今現在張り紙をしたり呼びかけたりということで、犯人をあぶり出すというのではなくて、そういうことをやめましょうという段階で今改善を図っているという状況なものですから、それで改善を待ちたいというふうに思っております。ただ、委員おっしゃいましたとおり人件費かけて100円ということにはならないと思いますし、もしこのまま、本当にごくわずかな人間がいなくなって、それぞれの良心に従って適正な使用がされることをまずは祈っているということと、指定管理者にまだ任せているという段階だということでご理解いただきたいと思っております。

○委員（吉野英雄） 予算書の102、103ページにかかわりますけれども、文化財保護費の18番、それから19番に関連してお尋ねをします。（仮称）総合文化展示館整備基本計画策定事業でございますが、この整備基本計画の進捗及び今後の方向性についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○教育部長（仁木行彦） 基本計画ですが、昨年実施いたしました、これは黎明観の部分なのですが、物産館を新しく新築するということで、残った黎明観をどう活用できるかという部分で調査をさせていただきました。報告書については、23年度でまとめております。それをもとに、この間も一般質問でちょっとありましたが、黎明観の部分で総合展示館として整備していけるかという検討に今入っております。あと、財政的にできれば有利な補助があればということで今調査を進めているところです。

○委員（吉野英雄） 物産館ができて黎明観のほうに空きスペースが確保されたということで、それを活用していこうということで、それはもちろんやらなければいけないことだし、大変有意義なことだと思います。それで、その後の20番、それから開拓記念館全体のことも関係するのですけれども、まず最初に開拓記念館の古文書の解読事業、これらについては現在進捗状況はどのようになっていますか、お聞かせください。

○文化課長（篠原 進） お答えいたします。

古文書の解読事業につきましては、昨年の6月に佐々木馨先生の監修のもと製本ができて、これを実際に作成して市民の方にも販売していると、それから関係機関のほうにもお配りをしているという形をとっておりまして、それ以降、その中で古文書の中で伊達に移ってきた以降の部分でまだ古文書の解読ができていない部分が若干ございまして、それを今回繰越明許でやっております。武家文化調査のほうで同じ佐々木先生のほうにお願いをしまして、たしか3冊ほどだったと思いますが、その調査もあわせて行っておりまして、その成果も出てきております。ただ、今後これをどんな形で持っていくかはこれから検討していきたいなというふうな考え方でおります。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 古文書の解読事業、それから武家文化の修復事業、文化財の調査、修復事業、この中で携わっている方からは、いろいろ大変貴重な資料も出ているし、それから武家文化のほうの文化財の調査、修復についてもかなり貴重なものが見られるというようなお話を伺っておりますが、これらについてはもちろんご承知だと思いますが、これらの修復や古文書解読が終わった後の市民への活用ですとか、全体的な文化の発信としての活用だとかというようなところまでは現在はまだ考慮されていないのか、あるいは活用するためにどうしていくかというようなことで一定の方向性が出されているのか、この辺はいかがでしょう。

○教育部長（仁木行彦） それも含めまして、今黎明観の跡地活用ということでやっております。それで、特に武家文化財の修復が終わった部分、これについてはせっかく修復して、今の環境の開拓記念館に戻すのは物にダメージを与えるというふうに指導を受けております。また、ボランティアで衣類の修復もしていただいているのですが、せっかく直したものをハンガーにかけて傷めてもらってはというようなこともありまして、これらの展示、保存ということも含めた中で新しい展示館についてはきちっと対応できるものということで昨年調査をしたところですので、そういったものも通年ということにはこれからはならないと思いますが、サイクルを決めて市民に見ていただくということで活用していきたいというふうに思っております。

○委員（吉野英雄） それで、同じページの開拓記念館の問題にまた戻っていくのですがすけれども、

今教育部長がおっしゃったように開拓記念館の抱えている問題というのはこれまでも議会の中でいろいろな議員が指摘をして、論議をされてきたわけです。それぞれ費目は違いますが、それぞれ伊達市にとって重要な文化財をどう活用していくか、修復もし、保存もし、よりいい形で保存しながら市民の皆さん方あるいは道民の皆さんに発信していくという点では非常に貴重な文化財が伊達市内にあると、これを活用しつつ、ほかにある北黄金だとかいろいろな文化財と一緒に活用を図っていくということが非常に大事になってくるなど、こういう成果を生かしていく必要があるなというふうに思うのです。それで、開拓記念館の問題は、大変お金もかかることですし、道の博物館構想というのがこれまでも何回も、私が議員になった当時から博物館構想であるのですが、なかなか進まないということもあって、ただ道のほうに働きかけているだけでは、進むのか進まないのか非常に疑問というか、懸念があるわけで、どうしていくのかなど。これは、教育部だけではちょっと対処できない問題かと思いますが、博物館構想などについても道に働きかけるというだけではなく、お金のかかることですが、市としてどうしていくのかという大きな目標に向かっていかなければならないのではないかなというふうに思っておりますが、これは市長に振るのは大変あれかもしれませんが、全体的な大きな観点でのこの構想というのはどのようにお考えでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） 博物館構想につきましては、実は私が市長になる前から道に要望していただいて、私が市長になったときに要望事項にございまして、当時はまだよかったのですが、その後財政が非常に厳しくなってきた、例えば1つ、道立公園で防災公園をつくっていただけということも内々では進んでいたのですが、これまた財政難を理由にして、全道何地区かに分けて道立公園をつくるという構想の中に入っていたのですが、これまた困難と。博物館構想についても、同じような理由によってこれは困難だということで、もうほぼわかっております。したがって、先ほど教育部長が答弁しましたように、伊達市の中でどうやったら効率的にそうした展示施設をつくっていくのか、あるいは文化財を保存できるのかということで、教育委員会と種々協議をしながら進めていきたいなど、このように考えております。

○委員（吉野英雄） そうしますと、道の援助も受けながらという構想については、これは99%困難であるというふうに市長が受けとめているというふうに判断をいたしました。そうしますと、先ほどお話がありました黎明観の空きスペース活用というだけでは、これは季節ごとにやるという、テーマを決めて展示していくという方法もあると思いますが、季節ごとにテーマを組んでやる間の保存自体が非常に困難になっているということだと思っております。ですから、例えば噴火湾文化研究所の中を一部活用するというお話もあるのだというふうなお話も伺っておりますが、例えば黎明観、それから今ある宮尾文学館、それらも総体的な構想としてまとめて、どうするのかというところまでいかないと全体の文化財、解説された文化財ですとか修復された武家文化を適したように保存していくというか、保存しながら活用を図るというふうなことがなかなか難しいのかなという点では、もちろん黎明観の空きスペース活用ということは当然必要でありますし、それやっていかななくてはいけないと思いますが、全体の保存も含めてどうしていくのかという点では全体構想をもうちょっと深く考えて構想化していかなければいけないのではないかなと思います。この辺については、教

育部のほうの考え方はいかがでしょう。

○教育部長（仁木行彦） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。それで、全体として総合展示館ということで整備したいというふうに思っていますが、今とりあえず空きスペースが出たものですから、あそこをどう活用できるかという部分でやっております。そして、構造も調べたのですが、増築ということになると新たな耐震化ですとかなんとかという問題が出てくるということですので、当面は今のスペースを活用する中で、ほかの部分に建てるのか、それとも耐震化、大きな改築のかからない増築方法があるのかということも検討しながらやっていきたいというふうに思います。理想としては、展示スペースの何倍もある収蔵スペースというのがあればいいと思いますが、そこまで財政的に許されるかどうかという問題があると思いますので、ちょっと効率は悪くなると思いますが、今の研究所に保存するスペースを設けていただいて、そこから運んできて展示するという方法をとるしかないかなと今は考えているところです。

○委員（吉野英雄） それで、市長にお願いというわけでもないのですが、財政的な問題もありますけれども、全体の構想の中で保存しておく場所、そういったものがやっぱり必要になってくると思います。噴火湾研究所もちろんいいのですけれども、何といても現地から遠いですから、やはりそういったものを保存するための施設なり、何かを建てていく、それは単費ではできないと思います。ですから、基金を一定年限積み立てて基金を構築しておくとか、そういったことも構想しながら、あるいは文化庁の補助が受けられるのかというようなことを総合的に検討しながらやっていく必要があると思います。私は、一定の市のそういった基金を構築してでもやっていきたいというような姿勢を示すことで国なり文化庁を動かしていくことができるのではないかなとっておりますから、市長のほうのその辺の考え方だけお聞かせを願って、この問題については終わりたいと思います。

○市長（菊谷秀吉） 大変重要な問題だということで、随分これは教育委員会と市長部局で協議をしましてまいりました。基本的には財政規律を守るという前提の中で、どうやってはめ込んでいくのかと、それは財政的な意味で。そのためには、何らかの補助金、交付金等の類があればはめ込みやすいのが1つと、それから合併特例債が実は5年延長になりました。したがって、そういうものも活用できないかということ。それから、もう一つ、マイナスの意味では27年度以降の交付税の算定替、これによってマイナスの面でどのような影響があるのか、そこら辺も十分見きわめながら判断をしていきたいなと思います。ただ、基本的には展示施設というのは体育館とかカルチャーセンターと違って、体育館、カルチャーセンターは市民が非常に使うので、多少コストかかかってもやむを得ないという面がありますが、展示施設というのはどちらかというと市民というよりも市民以外の方が見るということになりますと、この費用対効果については非常に議論があるべきではないのかなということで、ある程度慎重にならざるを得ないのかなという判断でございます。

○委員（吉野英雄） 費用対効果の話がありました。これは市長に釈迦に説法だと思いますが、文化財の保護、それから活用という点では、これは市民の財産あるいは歴史的な財産ですから、単純に費用対効果でいかない部分もありますし、あるいは伊達に観光で来られる場合に北黄金貝塚、それから市のやっていることではないですけども、一定補助したりしてやっている善光寺の宝物館

の問題、それから大雄寺、これは民間でやっている、大雄寺さんでやっているところですけども、そういったところにある宝物、そういったものだとかというのを有機的に発信していくというようなことでぜひ観光の中に入れていくとか、そういったこともあわせて発信していくということが大事だと思いますので、これについてはご提言だけにさせていただきますが、必ずしも費用対効果だけでいけない部分はあるということだけ申し上げて、ぜひ大事な文化財を保護し、活用していく道が開かれるように市長のご努力をお願いをして、この問題は終わりたいと思います。

それで、次にまいります。次、104、105ページの図書館の関係なのです。これは、同僚委員がやりましたけれども、別な観点から、図書館費の8番の図書館情報システム構築事業についてお伺いをしたいと思います。このシステム構築の狙いなどについては効果と実績の一覧表のほうに出ておりますが、改めて図書館情報システム構築事業の狙いについて担当のほうからお聞かせを願いたいと思います。

○図書館長（阿部正義） 図書館情報システムの関係でのご質問でございます。西いぶり定住自立圏の関係でもって図書館ネットワークをやりまして、広域として室蘭、登別、伊達、この3図書館を一つの図書館と見立てて相互貸借をやりやすくするというようなものでございます。それで、繰り越しでもって対応させていただきまして、それぞれ負担金等につきましては共同電算の負担割合なんかをしております。それで、実績でいきますと、4月から8月までの図書の件数でございますが、今まで室蘭と伊達で共同でやってございまして、それにつきましてはほぼ横ばい状況でございます。数値的にいけば、4月から8月末まで伊達市から室蘭に貸し出した冊数が509冊、逆に室蘭から借りた冊数、これが1,065冊になってございます。それに登別が新たに加わったわけでございますので、伊達から登別に貸し出した冊数が546冊、逆に登別から借りた冊数が676冊と、1,200冊以上がお互いに純増となってございます。これ5カ月間の実績でございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） そうしますと、図書館の情報システムの構築事業については、一定の成果が上がっているというふうにとらえてよろしいかなというふうに思います。それで、インターネットを通じて他市にどういった図書があるかというふうなことを検索しながら利用していくということになっていくと思いますが、システム構築後の実際の運用のシミュレーションだとかというのはどのように行われたでしょうか。実際にやりとりしてみても、うまく動くかどうかというようなシミュレーションはやられたと思いますが、これについてはどうでしょうか。

○図書館長（阿部正義） お答えいたします。

ウェブの関係でいろいろ申し込み等があります。それについては、パソコン等の中に入りますので、それをもって、全道あるいは全国に図書館あります。特に多いのは北海道立図書館でございます。そこから借りたり、あるいは近隣でいったら、3市は当然でございますけれども、苫小牧あるいは函館とか、冊数、所蔵数の多いところにつきましては、どうしてもなかなか地方ではない本がありますので、そういうところからの件数を借りています。それと、どこにもないような場合、国立国会図書館というのがございまして、そこに出版された本全てが集まることになっております。ただ、その利用方法といたしましては、国立国会図書館から借りた本を各家庭に持ち帰ると

いうことはできないで、伊達の図書館の中での閲覧に限るといような扱いになって、取り扱いも相当厳しいものがございまして、そういった関係でもっていろいろ制限はありますけれども、何とか利用者の利便に沿って、リクエストされた本につきましてはなるべく探し出すというふうな努力をしながら、あるいはなければ、単価にもよりますけれども、図書購入を行う等のことで対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 私のところに、新しいシステムになって、インターネットの図書システムのつながりがうまくいかない、その個人の方だけかもしれませんが、いかないというふうなお話も伺って、図書館のほうにもたしかご相談に伺ったなと思っておりますが、これサーバーの関係なのか、あるいはご本人の持っているパソコンの能力の関係なのか、これはよくわかりませんが、こういった苦情などについてはシステム構築後寄せられているということはあるのでしょうか。

○図書館長（阿部正義） お答えいたします。

システムの構築につきましては、それぞれやってございます。今順次3図書館で集まりまして、こういうことをしてほしい、あるいはこういったこともできるようにというふうなことでそれぞれ協議をしてございます。また、つながりづらくなったという話は初めて聞く話でございまして、機器の関係でいけば館内に3台、ウェブOPACがございまして、これは、タッチパネル式でございまして、その今まで使っていた器械と若干仕様が変わったみたいで、その反応がちょっと鈍いというふうな話もあります。実際に操作していて、そういった嫌いはあります。図書の検索をするときに、文字を押してもちょっとずれて文字が出てくるというふうなところもありまして、そこら辺について今システム構築した業者のほうとどういった対応ができるのか等について打ち合わせ中でございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 大変有効なシステムで構築されていると思いますので、ぜひ利用者からの、これは3市でまたいろいろ協議しながら、より利用しやすくしていくための協議をされるということですので、インターネットのつながりの関係はそれぞれ原因がいろいろありますから、私に苦情をよこされた方もいろいろ言いますが、システムそのものには問題がないということでお答えを当人にはしておきます。よりよいシステムとして構築されるように、ぜひこれからもご努力をお願いをして、この質疑については終わりたいと思います。

○委員（菊地清一郎） 私のほうからは、96、97ページの教育研究費、5項目ほどございまして、お尋ねいたします。

まず、1つ目ですが、97ページですが、学校教育指導、研究奨励費というのがございまして、145万、この内容をお知らせしていただきたいと思います。

○学校教育課長（松下清昭） 学校教育指導、教育研究奨励費の関係でございましてけれども、胆振教育研究所発刊の発刊物を共同購入して、市教育研究会指定校ですとか、それと問題別研究等に要する経費ということで、各学校に配分している経費でございまして。

○委員（菊地清一郎） ちょっとはつきり理解できないのですが、指導という部分に関していま一

度ご説明お願いできますか。

○学校教育課長（松下清昭） 胆振教育研究所の発行しています研究紀要を購入する部分の経費が大半でございます。

○委員（菊地清一郎） 具体的な内容をちょっとお聞かせしていただければと期待していたのですが、結構でございます。それでは、要するに教育指導、研究という立場でお尋ねしたいと思うのですが、伊達市の歴史だとか文化、先ほども同僚委員から市の文化財に関しての大変大事なご質問がございましたけれども、教育という形で例えば義務教育の小学校、中学校における伊達市の正しい歴史の認識、そして文化、この辺をどのような形で教育なさっておられるのかなというふうに思います。お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（松下清昭） 小学校の3年、4年の部分の関係でお話いたしますと、生活社会郷土史副読本というのがございまして、伊達市の地域の産業ですとか、それと伊達市の歴史について記載したものを教材として授業を展開しております。

○委員（菊地清一郎） わかりました。小学校3年、4年のときに副読本を利用しているということがわかりました。それで、教育研究費という、この中に入るかどうか今はわかりませんが、さらなる郷土愛というか、そういう部分が今非常に求められているというか、欠けているというような時代なのかなというふうに認識いたします。これは、もっと大きく言えば、日本の国土、日本の国家に対するそういう認識につながるかもしれませんけれども、しかしながらまず我々伊達市の郷土愛、そしてまた伊達に将来的にも住みたいのだと、戻ってきたいというような、そういう郷土愛につながる教育ということも含めまして、伊達市の明治3年の移住からの歴史観、文化財に関する教養、そういう部分をきちとした形で義務教育の中でさらに生かせるように、これは生かしていくべきだろうというふうに私はとらえておりますので、その辺の副読本が今どのような形で何ページになって、内容がどうなのかということまで私はまだ調査しておりませんが、この辺も今後そういう調査をしたいと思っておりますけれども、その辺の副読本に関する内容、それについて十分だというご認識があるのか、今の私の話でもう少し重要性を増していったものにしたいと思われるか、その辺お考えをお尋ねいたします。

○教育部長（仁木行彦） 今社会科の副読本ということで、広い意味でいろんなものが入っておりますので、副読本としては限界なのかなというふうに思っております。先ほど委員からご指摘ありました伊達の独自の歴史や文化というものについて、これを紹介するよということは市長のほうからも指示受けておりまして、研究するよというふうに受けております。そして、今特に小学生なんかですと朝読書の時間を設けている学校がたくさんあります。その中で利用できるような、小学校3年生ぐらいが読んで理解できるようなものであれば、それより小さい子も大人も利用できるかなというふうに考えています。そういったものにも活用して、わかりやすいもので何かないかということで、研究するよよということで市長からも指示を受けておりますので、もうしばらくお時間いただきたいというふうに思っております。

○委員（菊地清一郎） 菊谷市長のほうからそういう指示が来ているということは、今初めて知りました。ありがとうございます。ぜひその辺しっかりと正しい認識、歴史観、郷土に関してそ

れを子供たちに教育をお願いしたいと思いますし、また今は小学3年、4年を中心ということですが、中学生としてレベルアップした内容の同じような副読本、こういう部分もご検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いて2番目、心の教室相談員活用事業、この事業どのような事業なのか、具体的にちょっとお聞かせしていただきたいと思います。

○学校教育課長（松下清昭） 現在は星の丘中学校、現在といたしますか、平成23年度ですけれども、心の教育相談員を1名配置している事業でございます。その内容といたしますのは、社会経験豊かな相談員を配置しまして、中学生の悩みですとか不安、ストレス等を受け入れて、その問題を聞きながら問題解決に当たっていくというような仕事をしていただいております。

○委員（菊地清一郎） 星の丘で1年間開設しているというお話がございました。私は、先ほど同僚委員からもいろいろいじめ等々のお話がちょっとありましたが、今現在私たちが子供のころ考えられないような、そういういじめだとか、もっと言えば陰険な対応だとか、そういう部分が日々日常茶飯事のような形で新聞、テレビで報道されております。そういう部分を見ましたときに、心の問題というか、道徳教育といたしますか、そういう部分に関しましては星の丘だけではなくて、一般的な小中学校、義務教育の中でもそういう時間をとっていく必要があるのではないのかなというふうに思うのです。その部分いかがかなと思いますが。

○学校教育課長（松下清昭） 心の相談員の関係でございますけれども、これは結構古い時代からあるものでございます。22年度につきましては、伊達中にもいたかと記憶しております。それで、今はスクールカウンセラーという制度もできておりますので、スクールカウンセラーの方が巡回して回っていくという制度にかわっておりますので、星の丘だけに限定して23年度は心の相談員という形で1名配置しているということです。ですから、残りの中学校にはスクールカウンセラーが回るという形をとっております。

○委員（菊地清一郎） わかりました。スクールカウンセラーという部分で対応しているというお話ですが、先ほど言いましたように教育として道徳心、そういう部分を研究しながら、小中学校の中で心の問題という部分をきちっと子供たちに対応していただきたいと思いますというふうに思っておりますので、その辺ぜひ研究をお願いしたいと思います。

それでは、続いて3番目、学校支援地域本部事業ですか、どのような支援なのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（松下清昭） 星の丘にありますサポートチームというのがございます。これは、全てボランティアの方でございます。メンバーは、今15名で活動していると思います。これ平成20年から22年度まで、学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業ということで10分の10が国から、そして委託事業として実施していたものでございますけれども、国の制度が変わりまして補助率が3分の2に減額されましたことから、市費でもって3分の1出しているという事業でございます。

○委員（菊地清一郎） わかりました。

それでは、続いて4番目、理科、物づくりの部分です。事業、これについて具体的にどのような

事業を行ったのかお知らせください。

○学校教育課長（松下清昭） 理科・ものづくり教育推進事業でございますけれども、西胆振の地域定住自立圏構想にかかわる教育部門の事業でございます。室蘭の青少年科学館のほうの広域出前講座というメニューをつくっていただきまして、それを23年度は伊達小学校で出前講座を行ったという事業でございます。

○委員（菊地清一郎） 伊達小学校での出前講座、それにかかった経費1万2,200円ということですが、これは皆さん今ご認識していると思いますけれども、今我々の国そのものが理科だとか物づくりに関して非常に能力が落ちてきているというような状況に陥っているということが新聞、テレビでいろいろ報道されておりますけれども、私もこの辺を非常に危惧しております、義務教育、小学校、中学校の中でもっとしっかりした考え方といいますか、考える力、つくっていく力、創造していく力、そしてまた推察していく力、こういうものは理科だとか物づくり、もっと言えば国語力、やっぱりこういう部分も必要になってくると思うのです。ですので、これはこういう部分をもう少し研究をしていただいて、予算をもっとつけていただいて、1年に1回、1つの小学校ではなくて、1年に数回、できれば市内の全小学校、中学校、例えば年1回、少なくともそういう中で子供たちにそういう考える力等々を与える場、こういう部分を提供していただきたいのです。これは、将来の子供たちのため、そしてまた地域のためにもなるなというふうに非常に思います。その辺のお願いをしたいと思うのですが、いかがですか、もう少し予算をとってこの辺を研究していただきたいと思うのですが。

○学校教育課長（松下清昭） 今前段に私がご説明した中で、西胆振地域の定住自立圏の中でやっている事業でございますので、広域で行っている事業でございます。青少年科学館が構成市町村の小中学校、大体基本的には小学校なのですけれども、そこを各1校ずつ回るという取り決めの中で室蘭青少年科学館に実施していただいているものです。そこに係る教材というのは室蘭市が全額負担して、伊達市が負担した部分につきましては交通費ということでございます。ですから、この広域の会議があったときにもう一度、もうちょっと回数をふやすことができないのかという話はしていきたいと思っております。

○委員（菊地清一郎） 今そういうお話がございましたが、非常にかたい考え方だなというふうに、大変申しわけございませんが、そう感じました。私が今お話をしたことは、広域の中の事業とはいえ、広域でなくてもいいのです。伊達市独自で、そういう部分でこういう大事な部分を伊達市の子供たちにもっと開放していくような、そういういろいろな事業を検討していただきたいというようなことでありますので、その辺ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、学力向上実践事業、これは資料の67ページに学力テストを実施したということで、小学校5年生、そして中学校2年生ということになっていますが、この内容、大ざっぱで結構ですが、内容と実績というか、その結果です。特に市内の小学校、中学校の子供たちはどういう部分に強い、どういう部分が弱い、特にそういう部分をちょっとお聞かせしていただきたいと思います。

○学校教育課長（松下清昭） ここの学力向上実践事業でございますけれども、これは伊達市独自で23年度から取り入れたものでございます。実施日は23年12月1日を基準日として、小学校3年生、

国語、数学、小学校5年生に対しては国語、数学、理科ですか、中学校2年生に対して国語、数学、理科という部分を市内すべての中学校で、昔でいいます業者テストですか、というのを12月に実施しております。そして、この実施結果は、採点しまして、各学校のほうに戻っております。あとは、各学校のほうでその採点を次の、学校の何が落ちているかというものを分析して、学力向上プランですとか、そういうものをつくっていただく材料としていただきまして、この事業は継続していきたいと思っておりますので、小学校6年生、24年度は小学校1年生から中学校2年生まで全てを対象にして実施しようというふうに予算を組んでおります。ですから、個々の成績を統計みたい形でとりまして、どこの部分が劣っているかとか、そういう部分を個々に出しまして、学校のほうで補習授業ですとかの形で対応していくような形をとっていきたいと考えているところであります。

○委員（菊地清一郎） 大体わかるのですが、要するにその結果です。これは平成23年度の10月実施ということですので、その結果、全道平均、全国平均に比べまして例えば小学校3年生では国語力が強いとか、数学が若干弱いとか、そういう部分の結果はまだ出ていないのですか。

○教育部長（仁木行彦） この12月に実施しました学力調査というのは、到達度調査といいまして、一人一人の学力がどこまで到達しているかというものを調査するテストです。全国学力調査というのは抽出して全部やっているものですから、全道平均ですとか全国平均と出ますが、この学力テストを採用している教育委員会というはごく限られておりまして、これで北海道平均で幾つかというところまでは出ません。ただ、結果として、その学力テストを実施している中ではかなり低いという結果は出ております。それで、低いか高いかというところを調べる学力ではなくて、それぞれがどこの部分がどういうふうに低くて、何が足りないのかというところを積み上げてフォローしていきたいという、そのための調査ですので、今後それを蓄積して、活用していきたいというふうに考えております。

○委員（菊地清一郎） 今教育部長から非常に大変なことが聞かされました。かなり低いということです。伊達市の3年生、5年生、中学校2年生、学力がかなり低いということが去年の実施結果で見えてきているというお話が今ございましたが、今答弁では今後蓄積をしていきたいというお話ですが、蓄積をしていくということではなくて、ではことし、来年はどうするかと、実際にどういう形でそれを結果を生かすような形を考えるかと。蓄積していくということは、また来年、再来年同じようなことをやって、そのデータを蓄積していくと、そういうことになるのです。ではなくて、平成23年度の結果を見て、では24年度はどうしよう、中期的に25年、26年はどうしようというようなことを考えるべきではないのかなと思うのです。いかがでしょうか。

○教育部長（仁木行彦） 全体の傾向を見る学力テストではなくて、それぞれの到達度を調べるということになります。蓄積というのは、一人一人が例えば国語では理解力が弱かった、漢字が弱かったという部分が1年たった後にどういう結果になってきたか、同じなのか、それともその部分は改善されたのかというところを1人ずつ追跡していけるということになりますので、そういった意味の蓄積です。

それと、誤解があったかもしれませんが、実施している中では低いところにあったというところ

です。そして、この学力テストを採用しているということはそれぞれかなり意識が高い市町村が多いということにもなりますので、これがすなわち全道でも低いという結果にはならない。たまたまこのテストを採用している市町村の中では平均より低かったという結果が出たということになっております。

○委員（菊地清一郎） 今のお話でよくわかりました。それで、そういう内容、そういう種類の学力テストはそれとして続けていただいて大変結構かなというふうに思いますが、しかしながら一方で全道平均、全国平均がわかるような学力テストというのも大事な部分があるのかなど。それでないと、今部長がおっしゃるようななどの程度のレベルなのかということが少なくともはっきりしない。比較検討する、そういう部分の内容である学力テストでないと、トータル的に、総合的に伊達市内の子供たちがどういうレベルなのかということを知ることができないということがあるのではないのでしょうか。ですので、今の種類の学力テストとは別に、そういう部分の学力テストも今後ぜひ考えていただきながら、そしてまた弱い部分がどういう原因でどうなのかと、そういう分析も必要ですが、しかしながらその分析をする、机上の分析ではなくて、実際にどういう内容で学校、教室で教えるのかと、そういう実践が大事なのです。去年3年生が、もしくは中学2年生でも結構です。去年の平成23年の中学2年生は、ことし3年生ですよ、来年卒業なのです。だから、これは子供にとっては急ぐ問題だと思います。ですので、その部分をぜひよく研究をしていただきながら、学力をいかに伸ばしていくかと、こういう部分にももう少し研究費なりそういう部分を考えていただきながら、しっかりと教育をしていただきたいというふうをお願いをして終わります。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第10款教育費についての質疑を終わります。

次に、第12款公債費から第14款予備費、106ページから109ページまでの質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第12款公債費から第14款予備費までの質疑を終わります。

以上で歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。

それでは、第1款市税、20ページから21ページまでの質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 1点だけ、3レスポンスぐらいで終わりたいと思いますが、市税全般に関しては予算に比べて予想よりもかなりふえて、結果としてよかったなというふうに感じておりますが、不納欠損の部分だけ確認をさせていただきたいと思います。市税の部分で1,600万の数字が出ていて、1,400万ぐらいの数字がたしか徴収不能ということでございましたが、この内容についてもう少し詳しくご説明できるところまでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○税務課参事（水戸部俊輝） 不納欠損の関係につきましてご説明いたします。

不納欠損につきましては、今ご指摘ありましたように23年度で1,600万ほど不納欠損になってございます。そのうち特に大きいものといましては、固定資産税と都市計画税でございます。内容につきましては、その2つで1,473万5,000円ほど不納欠損となっております、欠損の全体の91.

9%を占めてございます。その細かな内容につきましては、不良債権と申しますか、そういう悪化していた繰り越し分の競売事件が終了いたしまして、財産がなくなったことに伴いまして地方税法に基づいて欠損を行ったという状況でございます。

○委員（小久保重孝） 負債の整理ということで理解をいたしました。ということは、通常の納付義務の消滅と徴収権の消滅にかかわる部分は監査委員の資料からも164万程度ということで押さえております。それにしても徴収ができないということはいかなるものかということで、監査意見もあります。それで、この徴収が消滅、または義務の消滅の164万の内訳というのをもしわかれば簡単に教えていただきたいのですが、所得者区分でいくと給与所得者、営業等の所得者など5分野ありますが、この分野では給与所得者が多いということになるのでしょうか、いかがでしょうか。

○税務課参事（水戸部俊輝） 所得の関係でございますけれども、大きくは年金生活者といえますか、そういう方々が多くなります。

○委員（小久保重孝） そうしますと、課税標準額の9分割の中ではどの分位というか、10万以下とか10万円から100万円以下とか、9分野ありますが、この中でどのくらいというのは10万以下の方になるのでしょうか、100万以下の方になるのでしょうか。

○税務課参事（水戸部俊輝） 課税の区分。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○税務課参事（水戸部俊輝） 課税標準額の部分、大多数は低い10万未満ということになるかと思えます。

○委員（小久保重孝） 詳しくはまた改めてお聞きをするようにいたします。そうしますと、市税に関しては、今おっしゃったように年金の受給者、また所得の低い方の中で不能に陥るということで押さえてさせていただきます。要するに、昨日も議論させていただいたのですが、市税及びいろいろな使用料の未納関係の総合的な対策というものを図るべきではないかというふうになんて考えておられて、住居費、住宅費なんかの未納とあわせて、単純に担当課だけでやっているのでは事が進まないというふうにも感じておりました。市税に関しては少額ということでございましょうが、ただこれにかかわる部分でほかでも未納ということ、滞納ということが起きているのではないかというふうに思っておられて、そういう点で対応をしっかり横の連携をとってやっていただきたいというふうに思っているのですが、その辺についていかがでしょうか。

○税務課長（竹内典之） 委員ご指摘の市税に関しては滞納処分を実施している徴税吏員といえますか、専門に担当している者もおります。今お話があったほかの例えば住宅使用料であったり、いろんな使用料というものがあつたりしますが、税で持っている徴税吏員が持っている徴収に係るノウハウというのでしょうか、そういったことに関して全庁的に研究して、どういうふうな対応というふうなことを庁内連携して進めるというふうなことも対策の一つかなというふうに考えます。

以上です。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第1款市税についての質疑を終わります。

次に、第2款地方譲与税から第21款市債、20ページから51ページまでの質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 1点だけ確認をさせていただきます。46、47ページの関係です。雑入の関係で下から4段目に市営住宅修繕個人負担金というのが記載されておりまして、174万9,300円です。

平成22年には211万8,000円ほどありまして、24年度の予算では156万2,000円になっております。この市営住宅の修繕個人負担金というのは、どのような場合に発生するものなのかお知らせください。

○住宅課長（早瀬久雄） 公営住宅の入退去にかかわる修繕費でして、畳の取りかえ、ふすまの張りかえ、そのようなものに使用しております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 平成23年で市営住宅の、住みかえは別だと思うのですが、公営住宅を壊して住みかえですから、入退去の実績というのはどの程度あるのでしょうか。

○住宅課長（早瀬久雄） 平成23年度は、20件の入退去がございました。

○委員（吉野英雄） そうしますと、20件で平均でいきますと四、五万というところなのでしょうか、畳、ふすまの張りかえと。実際に市営住宅を退去されるということになりますと、負担者、個人修繕費、今まで入っていて、畳とかふすまが修繕が必要になりましたから、当然負担金をお願いすると、請求するということになります。この負担者、今まで入居されていた方への請求などはどのように行っているのでしょうか。

○住宅課長（早瀬久雄） 退去するときには修繕費として請求しておりますけれども、3カ月分の事前にもらった家賃がありますので、それと相殺するという形でやっております。

以上です。

○委員（吉野英雄） そうしますと、3カ月分の一般住宅でいきますと敷金ですか、それで賄い切れない部分については請求をしていくという考え方でいいですね、その発生した金額が174万9,300円と、こういう捉え方でよろしいですね。そうしますと、請求については、これらについて請求した分について未回収についてはないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○住宅課長（早瀬久雄） 家賃の滞納している方も中にはおりまして、そういう方に関しましては修繕費も未収になっている部分も一部はあるかと考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） そういう場合に、未収になっている部分については、いずれはどうしても回収できなくなれば不能で落としていくということになるのですか。この負担金については、回収できない部分についてはどのように扱うのでしょうか、どうしても回収できなくて何年もたつというような場合についてはどういう処理をされるのでしょうか、この部分について。

○住宅課長（早瀬久雄） 最終的には不納欠損になる可能性はございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） その部分については、決算の不納欠損のところには毎年といいますか、3年、5年とかいろいろありますよね、それで不能で落としましたというのはこの中にはどういうふうにあらわれますか、あらわれないのですか、どういうふうにして処理したのかというのがわからないような状況になっているのではないかなと思うのですが、それはどこのところに記載されている

ものなのでしょうか。

○住宅課長（早瀬久雄） 修繕費に関しましては、今私は正確な数字はちょっと押さえておりません。それで、家賃の滞納に関しましては、滞納があったということで、それは請求しておりますけれども、それに伴って修繕費に係る部分も請求して、家賃と一緒に支払いをしていただいているような状況にあるのではないかと考えております。

○委員（吉野英雄） きちっと仕分けをして、家賃との絡みがあってなかなか難しいのかもしれませんが、修繕費は修繕費、仕分けをして、一定の年度たったので、これは不能で落とさなければいけないと、修繕費を請求しているのだけれども、回収できないというような部分は、それはそれで費目をきちっとわかるような形で不能で落としていくというようなことをしなければいけないのではないかなと思っておりますので、それらについては次年度以降、次年度かその次かわかりませんが、検討して、そのようにわかるようにしていただければと思っております。これは要望ですが、ご答弁があればお願いします。

○住宅課長（早瀬久雄） 今後その辺をはっきり明確にわかるような形で上げていきたいということと考えております。

以上です。

○委員長（滝谷 昇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） ないものと認め、第2款地方譲与税から21款市債までの質疑は終わります。

以上で認定第2号についての質疑はすべて終わりました。

これより認定第2号の討論に入ります。

認定第2号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第2号 平成23年度伊達市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） 異議ないものと認め、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝谷 昇） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

付託されました案件の審査は終わりましたので、一般会計決算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前11時59分）